

經濟管理權集積計畫

別記様式第2号（経営管理指標計算）

この経営管理概算計画の定めることにより設定される経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われた経営林（以下「当該森林」という。）の経営事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等による経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 受託者の義務

① 経営管理実施施配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の生産義務をもつて経営管理を行う義務を負う。  
 ② 甲は、当該森林に係る権利により経営管理実施施配分計画の定める事項には、経営管理実施施配分計画の定めた者（以下「経営管理実施施配分計画による権限を有する者」という。）は甲に普管注意義務を負い、甲は、当該森林に係る権利により経営管理実施施配分計画の定めた者（以下「経営管理実施施配分計画による権限を有する者」という。）はこの溝管管理受託権及び当該溝管管理実施施配分計画による権限を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

(4) 経営管理権及び経営管理受託権の設定

この公告の公告の後において、乙は、当該森林の森林所有者となつた者（国その他の森林経営者）に對しても、その効力があるものとし、乙に設定された経営管理権は、この公告の後において、乙に経営管理受託権（金銭の支払を受けける権利）が、それぞれ設定される。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理実施施配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が負りそなへ不正手筋により乙に経営管理実施施配分計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権利を有しなくなつた場合

② 乙は、災害その他他の事由により当該森林において（1）に掲げる事を実施することが基しく困難となつたときは、この経営管理実施施配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理実施施配分計画に定めるところにより設定される溝管管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に附帯立ち入り、若しくは乙以外の者と立ち入りらせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要な施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙

③ 乙は、当該森林に係る権利を有する者であるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙

④ 乙は、当該森林の立木が第三者に対する損害を及ぼすおそれがあると認める場合であつて、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には第三者が当該立木

⑤ 乙は、当該森林の立木が第三者に対する損害を及ぼすおそれがあると認めることを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について賃が収益が生じた場合、経営管理実施施配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

(9) 災害等による経営又は管理の不実施

災害等による経営又は管理の不実施の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

① 灾害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 当該森林の土壌が公害事業の用に供されるととき

③ 当該森林の根盤等により当該森林の土壌が公害事業の用に供されるととき

(10) 損害の賠償

① 乙は、この責めに際すべき事由によって甲に不利益を生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

② 乙の責めに際すべき事由によって甲に不利益を生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(11) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時ににおける精算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲どことの間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(12) 申の通知及び届出

① 甲は当該森林に係る権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び乙の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があつた場合、甲が死亡した場合その他の当該経営管理権集積計画を変更する必要がある。

(13) 経営管理実施施配分計画の作成

① 乙は、申から溝管管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理実施施配分計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さず経営管理実施施配分計画を作成し、乙が選定

した民間事業者に当該森林の経営管理実施施配分計画を定めることができる。

② 経営管理実施施配分計画が定められる場合、甲及び乙に溝管管理実施施配分計画を定めることができる。

③ 甲が経営管理実施施配分計画により認定された溝管管理受託権に基づき溝管管理実施施配分計画に係る権利を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該溝管管理実施施配分計画に係る権利を受けたものとみなす。

(14) その他の

この経営管理実施施配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施施配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

## 別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の算定方法		
所在	地番	林班	小班	
西宇摩	826の8	432	E	(1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法
西宇摩	826の5	432	E	<input type="radio"/> 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、木材の販売による収益の額から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、木材の販売に係る経費その他の経営管理に要する経費として乙が算定した額を控除した額とする。
				<input type="radio"/> 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐にかかる経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
				(2) 木材の販売収益の額の算定方法)
				<input type="radio"/> 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
				(3) 伐採等に要する経費の算定方法)
				<input type="radio"/> 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
				<input type="radio"/> 乙が算定する主伐が実施された場合には、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
				<input type="radio"/> 乙が算定する主伐に係る経費について甲に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
				<input type="radio"/> 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む）、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な鳥取県が定める森林環境保全整備事業における標準単価に基く経費が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
				<input type="radio"/> 乙が算定する利用間伐が実施された場合には、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
				(4) 留意事項)
				<input type="radio"/> 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他の経営管理に要する経費は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残額がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
				<input type="radio"/> 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が、上記(3) 伐採等に要する経費の算定方法により算定された経費の額を上回る場合には、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
				(5) 留意事項)
				<input type="radio"/> 経営管理実施権が算定されない場合】
				<input type="radio"/> (1) 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
				<input type="radio"/> 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
				(2) 留意事項)
				<input type="radio"/> 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権者が設定されない場合)

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権者が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座